

行政代執行による特定空家等の除却工事等を実施します

各務原市は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、下記の通り、行政代執行による特定空家等の除却工事等を実施します。

◎ 近隣自治会の皆様へ

代執行の実施期間中は、皆様には騒音や工事車両の通行等において、ご迷惑をおかけいたしますが、安全最優先にて作業を行わせていただきます。また、代執行の実施初日には、新聞社やテレビ局等の取材が入る可能性もありますが、皆様のご迷惑にならないよう、十分に配慮いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 行政代執行による除却工事等について

- 実施期間 令和7年10月27日（月）～令和8年3月19日（木）予定（※）
（※）天候により変更となる可能性がございますので、ご了承ください。
- 執行責任者 各務原市 市長公室 まちづくり推進課長
- 実施内容 敷地内の全ての建築物及びブロック塀の除却
敷地内の樹木の伐採

2. 対象となる特定空家等について

- 所在 各務原市蘇原宮塚町1丁目134番地
- 外観写真



3. 行政代執行に至った経緯

当該建築物は、長期にわたり空き家状態で、所有者による十分な管理がなされていないことから建築物の老朽化による危険性、敷地内への不法投棄などについて自治会等から市に相談が寄せられたため、所有者に対し、建築物及びその敷地を適切に管理するよう依頼しましたが、対応されませんでした。

さらに、市は専門家からなる各務原市空家等審査会の意見も踏まえ、当該建築物を法に規定する「特定空家等」に認定し、所有者に対し法に基づく指導等を実施しましたが、それでもなお状態は改善されませんでした。そこで、当該特定空家等は、このまま放置することで倒壊等による危険や、犯罪の発生のおそれ等から周囲に深刻な悪影響が及ぶ可能性があり、所有者自身による除却も見込めないことから、行政代執行を実施することといたしました。

4. 法に基づく市の指導等の経過

令和 5 年 11 月	法第 14 条第 1 項に規定する助言・指導を実施
令和 7 年 3 月	法第 22 条第 1 項に規定する助言・指導を実施 ※令和 5 年 12 月法改正のため、改正前法第 14 条第 1 項に同じ
令和 7 年 6 月	法第 22 条第 2 項に規定する勧告を実施
令和 7 年 7 月	法第 22 条第 4 項に規定する命令に係る事前の通知を実施
令和 7 年 7 月	法第 22 条第 3 項に規定する命令を実施
令和 7 年 9 月	行政代執行法第 3 条第 1 項に規定する戒告を実施
令和 7 年 10 月	行政代執行法第 3 条第 2 項に規定する代執行令書を送付

<お問合せ先>

各務原市役所 市長公室 まちづくり推進課
生活安全・相談係 担当：栞原、熊田
TEL:058-383-1111(内線 2182・2179)